

居宅介護支援事業所における、
管理者に係る経過措置が終了します。

※猶予期間は令和9年3月31日までです。

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課



●さいたま市指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営の基準等に関する条例（一部抜粋）

（管理者）

管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

（管理者に係る経過措置）

令和9年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後のさいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）をさいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

URL：https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00001241.html#e000000143